

2025 年度版

学校法人 アテネ学園 アテネ認定こども園

重 要 事 項 説 明 書

【 2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日 】

教育・保育の提供の開始にあたり、当学園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです

1 施設運営主体

名 称	学校法人 ア テ ネ 学 園	所 在 地	酒田市 若原町 1 番 44 号
代表者氏名	理 事 長 齊 藤 公 乃（さいとう きみのり）	電話番号	0234-22-2789

2 利用施設

種 類	幼保連携型 認定こども園	所 在 地	酒田市 若原町 1 番 44 号
名 称	ア テ ネ 認 定 こ ど も 園	電話番号	0234-22-2789
管 理 者	園 長 齊 藤 公 乃（さいとう きみのり）		

対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童 および 保育を必要とする満3歳児未満の乳幼児
利 用 定 員	【 1 号 認 定 子 ど も 】 （ 総 数 15 名 ） ＜ 1 号 ＞ 満 3 歳 以 上 の 小 学 校 就 学 前 子 ど も で あ っ て 、 2 号 認 定 子 ど も 以 外 の 者 ＜ 新 2 号 ＞ 満3歳に達する日以後 最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項 第2号のその他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である者 ※ 以降の文章表記では、1号認定子ども・新2号認定子どもを総称して「1号認定子ども」とする 【 2 号 認 定 子 ど も 】 （ 総 数 56 名 : 3 歳 児 19 名 / 4 歳 児 17 名 / 5 歳 児 20 名 ） 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者 【 3 号 認 定 子 ど も 】 （ 総 数 54 名 : 0 歳 児 15 名 / 1 歳 児 18 名 / 2 歳 児 21 名 ） 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者
開設年月日	2017 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

当学園は 以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受入れ、教育・保育を行うことを目的とします

- (1) 当学園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児および幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます
- (2) 当学園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行います
- (3) 当学園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て、家庭に対する支援等を行うよう努めます

4 当学園における施設・設備等の概要

施設および設備

敷 地	敷 地 全 体	3255.16 m ²	園 庭	1578.51 m ²
園 舎	延 面 積	971.99 m ²	有効面積 596.40 m ²	
	構 造	鉄 骨 造	0～5 歳	
	乳 児 室	3 室	ほふく室を含む	
	保 育 室	5 室		
	調 理 室	1 室	調 乳 室	1 室
	遊 戯 室（ホール）	1 室	ト イ レ	4 室
	職員室兼保健室	1 室	図 書 室	1 室
	教材器具倉庫室	3 室	会 議 室	1 室

5 職員の設置状況

職 種	人 数	勤 務 体 制	備 考
園 長	1		
教頭・主幹保育教諭	1	8:00～17:00	1号・新2号 主幹保育教諭
主 幹 保 育 教 諭	1		2号・3号 主幹保育教諭
保 育 教 諭	20	7:00～19:00	シフト有、非常勤を含
事 務 職 員	2	8:00～17:00	
調 理 員	3	8:00～16:30	
補 助 教 員	4	7:00～19:00	午前勤務、午後勤務 有
バ ス 運 転 手	2	6:30～17:00	途中休憩 有
バ ス 添 乗 員	2	朝バス運行時	

※ ローターションにより、各保育教諭、職員の勤務日および勤務時間帯は異なります

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります

6 教育・保育を提供する日、提供できない日

当学園が教育・保育を提供する日は以下のとおりです

	提供する日	園が休みの日
1号認定子ども	月～金曜日	土・日・祝日 ならびに、夏期・冬期・春期
2・3号認定子ども	月～土曜日	日・祝日 ならびに、年末年始（12月29日～1月3日）

当学園が教育・保育を提供できない日は以下のとおりです

- 全 園 児
- ・ 教育・保育を園が適切に行うことができない日
 - ・ 酒田市担当課から要請があった場合

7 教育・保育を提供する時間および利用時間、預かり保育の提供

当学園に学園の入所選考規定（1号認定子ども）ならびに 市の利用調整（2号認定子ども・3号認定子ども）により決定し、在籍する園児に対して「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、利用できる時間は以下のとおりです。18時以降は別途延長保育料が必要になります

● 1号認定子ども

号 認 定	教 育 標 準 時 間	預 かり 保 育 利 用 可 能 時 間
1 号	9:00～14:00	14:10～18:00
新 2 号	概ね 4 時間 30 分程度	14:00～18:00

● 2号認定子ども・3号認定子ども

(1) 保育 標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時～18時までの範囲内で保育を必要とする時間となり、18時～最長19時まででは別途 延長保育料が発生します

(2) 保育 短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時～17時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、17時～最長19時までの範囲内で、延長保育を提供します。通常の保育料の他に 別途 延長保育料が必要となります。※ 早朝は、0～2歳児については、7時～8時までは料金が発生しますが、8時～9時までは料金はいただきません。(0～2歳児の保育時間の変更は7時30分～17時の間で要相談)

3～5歳児には、早朝利用料金は発生しません

求職中ならびに育児休暇中は短時間認定になります。その際、降園バスを利用の場合は延長保育に含まれませんが、利用時間(17時)以降のお迎えの場合は、延長料金が発生します

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定、いずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は事情がない限り、9時までに登園してください

8 提供する教育・保育等の内容

当学園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ 以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います

(1) 外部専門講師による特別教育活動、食育活動(保育料とは別に特別行事費として実費徴収がかかります)、

(2) 送 迎

2～5歳児の希望者には園バスによる送迎を実施します。ただし通園バスの送迎対象地域は基本的に酒田市内です。通園バスを利用する場合は用紙を提出し、別途利用者負担金が必要となります。(兄弟割引制度あり)バスコースは概ね40分～45分を1ルートとし、市外は利用できません。バスコースは4月の時点での希望者によって決定しますが、必ずしも希望に添えるとは限りません。また、体温が37.5℃以上ある、腹痛・嘔吐や咳等がある場合はバスに乗ることはできませんので、お迎えをお願いします

(3) 食 事 の 提 供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います

	午前間食 (月～金)	昼 食 (月～金) (土)		午後間食 (月～土)	備 考
0 歳児	9:45 頃	11:15 頃		15:00 頃	授乳は個別に進めます
1 歳児					
2 歳児					満3歳児の預かり保育利用の園児も含む
3 歳児	11:40 頃	11:15 頃	午後間食は、1号・新2号の預かり保育 利用園児と、2号のみ		
4 歳児	11:45 頃				
5 歳児	11:50 頃				

※ 献立は、献立表を毎月発行してお知らせします

※ 食事提供時間は、成長によって変更になる場合もあり、そのときはお便りでお知らせします

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合はご相談ください

家庭でアレルギー反応が出た場合はお医者さんで検査をしてください。結果が出るまでは疑いのある食物は除去します。

検査結果が出たら、検査結果の表と医師が記入した「幼稚園・保育所における生活管理指導表」を提出してください。

当園ではクラス(判定)が3以上が除去食の目安となります。また、3以下の場合でも医師の診断書があれば除去食に対応できる場合もあります

※ 遅れて登園する場合の 昼食の取置きは、園行事日を除き 衛生面から0・1 歳児は 11 時 30 分、2～5 歳児は 12 時まで、土曜日は取り置きできませんので、11時までに登園できないときは昼食を食べてきてください。また、午後間食も衛生面から 15時～15時15分の間に習い事等で保育室にいない場合は提供できません

9 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担額

当該市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます

幼児教育・保育の無償化により、市町村民税非課税世帯と3歳児以上のすべての階層区分の利用者負担額が0円となります。また、兄弟姉妹判定にかかる場合、第2子は1/3、第3子以降は0円となります

なお、兄弟姉妹判定は、生計を共にしている兄弟姉妹全員が対象となり、年齢等の条件はありません

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表【教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等】に掲げる費用を当学園にお支払いいただきます。支払方法については、別表【教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等】の「3 利用者負担額等の支払い」をご覧ください

* 利用者負担額等が2ヶ月間未納の場合は教育・保育の提供ができなくなります。諸事情により未納期間が上記の期間を越える場合は事前にご連絡ください

10 利用の終了に関する事項

当学園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法 第24条 第1項 第2号または第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障、または困難が生じたとき

11 嘱託医

当学園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。健康診断の回数は、小児科と歯科が年2回、眼科と耳鼻科が年1回となり、園で健診を受けなかった場合は、家庭で園医に健診に行ってもらいます

小児科	鬼海小児科医院	鬼海 靖彦	酒田市 大町 10-62	0234-24-5018
歯科	ホワイト歯科	村上 美佐	酒田市 東泉町 6-1-13	0234-22-7977
耳鼻科	きれん耳鼻咽喉科医院	喜連 照夫	酒田市 あきほ町 659-1	0234-21-2085
眼科	まこと眼科	菅原 優子	酒田市 一番町 3-24	0234-26-3721
薬剤師	いちばん町薬局	須藤 由洋	酒田市 一番町 9-10	0234-21-1193

12 緊急時・体調がすぐれないとき等の対応

- ・登園した園児に体調不良が生じた場合は保護者に連絡、容態を説明し、迎えに来ていただきます。特に頭部をぶつけた場合は保護者と園医に連絡して対応していただく場合があります。詳しくは「アテネのしおり」の「園から連絡する症状」を確認してください。病状急変等の緊急事態が発生した場合には園の判断で園医を受診、または救急車を要請する等の対応をとらせていただく場合があります
- ・登園後に 38℃前後の発熱、給食が食べられない、下痢や嘔吐等があった場合は、感染症を防ぐためにお迎えにきていただきます
- ・夏期は市販の「虫よけミスト」や「レスタミン軟膏(かゆみ止め)」を使用することがあります
- ・胃腸炎等、「流行性」の診断が医師より出た場合は園へ連絡してください

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当学園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています

当学園 ご利用相談 窓口	窓口担当者	教頭・主幹保育教諭 (1号・新2号 認定子ども) 主幹保育教諭 (2号・3号 認定子ども)		
	利用時間	9時～16時	電話番号	0234-22-2789

担当者が不在の場合は、当園職員までお申出ください

第三者委員	小野寺 誠子	学校法人 アテネ学園 理事	電話番号	0234-24-3767
-------	--------	---------------	------	--------------

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書と避難計画に基づき対応します 特に洪水時は酒田市から警戒レベル3が発令された場合は休園する場合があります					
防 災 設 備	自 動 火 災 報 知 機	有	誘 導 灯	有	非 常 警 報 装 置	有
	ガ ス 漏 れ 報 知 機	有	非 常 用 電 源	有	ス プ リ ン ク ラ ー	無
	その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有		
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は、毎月1回以上 実施します					

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています

種類	加入園賠償責任保険	内容	生産物による賠償責任
支払い限度額	身体1名につき 1億円、1事故につき 4億円、財物1事故につき 1千万円		

16 当学園におけるその他の留意事項

喫煙	当学園の敷地内はすべて禁煙です
宗教・政治・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください

17 個人情報の使用について

園児およびその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために使用します

- 当学園内で教育・保育が円滑に行われるよう教職員間で情報を共有する場合
他保育所へ転園する場合。その他、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他施設との間で必要な連絡調整を行う場合
- 緊急時において、病院 その他、関係機関に対し、必要な情報提供を行う場合
- 園児やその家族(父母、祖父母、親戚、行事等と一緒にいらした方等)の顔写真や名前、家庭からのお便り等が次のものに掲載・放送される場合

学園通信(学年やクラス通信を含む)・ホームページ・新聞・テレビ・報道関係・写真販売システム「えんフォト」・行事のプログラム、市内各学校の職場体験等の記録、動画配信「てのりの」、メール配信システム「パステル」

* 記載・放映をしてほしくない事項がある場合は「アテネ認定こども園 利用契約書ならびに重要事項・アテネのしおり 同意書」の提出用紙の「3 個人情報について」に ○印、または その他に記入してください

- 草の芽会役員等で連絡をおこなう場合

18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園するにあたっての詳細な留意事項等については別途 当学園が作成する「アテネのしおり」において提示するものとします

- 2歳児は年度途中で誕生日を迎え、3号認定から2号認定へ変更になりますが、その年の4月1日現在の号認定となります
- 2号認定子どもは、基本的に保護者の方の仕事が休みの場合、教育時間(9:00~14:00)がある日は、その時間のみの保育になります
- 3号認定子どもは、基本的に保護者の仕事は休みの場合は家庭で親子一緒に過ごしていただくことが望ましい時間になります。その日に園行事がある場合は、その行事の間だけの参加はできます
- 5歳児は、小学校就学時に園での様子を所定の用紙にて入学先の小学校に提出します
また、入学先の小学校からの聞き取りに対しても、園での様子を伝えます
- 1号・2号認定子どもの任意の習い事(体育教室・カワイ・英語・水泳)は、教育時間内で移動する場合があります
- 園は虐待等の疑いがあると思われる場合は行政機関への通告義務があるため通告する場合があります
- 教育・保育をする施設であることから、保護者の同意があったとしても開所時間、園の管理下での外部者による撮影は基本的におこなうことはできません

別 表 【 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 】

【 1号・新2号認定子どもは、総称して「1号認定子ども」と表記する 】

1 1号認定子ども、2号認定子どもに関する特定負担額

【 入 園 料 15,000 円 (小学校就学まで1度だけ) 】

満3歳児を除く1号認定子ども・2号認定子どもで、認定確定後の4月1日に当学園に在籍する場合

※ 園長判断で、在園期間等により上記以外の金額になる場合があります

【 教育活動費 2,900 円(毎月) 】

外国人講師による英語の活動、体育講師による体育活動ならびに食育活動の食育充実の費用

1号認定子どもの満3歳児は、英語の活動ならびに体育活動を実施しないため

1,900 円(毎月)になります

【 施設設備費 3,000 円(毎月) 】

冷暖房費、バス維持費(園外保育で使用)等

2 実 費 徴 収 額 (該当者：利用者のみが対象となるもの)

(1) 給 食 費

○ 1号認定子ども 主 食：1,200 円/月 副 食(特別献立込み)：5,100 円 / 月

○ 2号認定子ども 主 食：3,000 円/月 副 食(特別献立込み)：5,100 円 / 月

主食費と副食費の合計金額が給食費となります。この金額は1年間の給食費を12ヶ月で割った金額になります(第3子以降の子どもと住民税非課税世帯は副食費が免除されます)

☆ 長期休業ならびに土曜日利用時の給食費については、(4)の預かり保育利用料についてをご覧ください

(2) 特別行事費 (満3歳児の1号認定子どもは除く)

1号・2号認定子ども 5歳児クラス：一泊保育

(3) 教材購入費(年齢によって購入する物が異なります)

○ 個人で使用する教材の費用(購入時)

例：短パンツ、Tシャツ、帽子、クレヨン、マジック、ハサミ、のり、けんこうのきろく、粘土、連絡袋等
担任が保育に必要とする物

○ 購入額は購入時に金額を明記し、告知する

(4) 預かり保育利用料について (1号・新2号認定子ども) ※ 詳しくはお問合せください

① 月～金曜日(長期休暇を除く)

- ・ 1号認定子どもの7時～9時と14時～14時10分の 早朝・延長料金は無料です(新2号認定子どもを除く)
- ・ 1号認定子どもは、14:10～18:00の間 1日 450 円 で 利用する事ができます(新2号認定子どもを除く)
- ・ 新2号認定子どもは登園時間からの利用が5時間を超えた場合、別途 預かり保育料(450 円)がかかりますが預かり保育利用料が 月々 11,300 円 を上限に無償となります

② 夏期・冬期・春期の長期休み ならびに土曜日の預かり保育を利用した場合

登園時間～6時間未満の利用 450 円 / 日

登園時間～6時間以上の利用 750 円 / 日

※ 給食費は 1食 400 円 になります

(5) 早朝・延長保育利用料について

早朝・延長保育を利用した場合、以下のような利用者負担金が発生します

2号認定子ども	短時間	17時～19時	30 分毎 300 円
1号・2号認定子どもは利用回数分	標準時間	18時～19時	
3号認定子どもは 上限あり(3,000 円 / 月)	標準時間		
	短時間	7時～8時と17時～19時	

(6) 送迎用園バス代(車両費、燃料費)

園から経由距離で 4 km まで 3,000 円 / 月 (兄弟姉妹の割引制度あり)

園から経由距離で 4 km 以上 片道 1 km 毎 に 200 円 追加

- バスの運行は「朝」「14 時」「夕方(～17 時)」です。また、以下のような場合は運行しないこともあります

(1) 園で指定する行事の日、長期休業中(お盆・年末年始)でバス利用者が少ない場合

(2) 土曜日 (3) 長期休業期間中(夏期・冬期・春期)の 14 時バス

(4) 災害等(台風等)で前日の正午までに小学校等の休校が確定した場合

(5) 暴風・大雨・大雪等で園がバス運行は困難と判断した場合

※「熱性けいれん」等の既往歴のある園児が、バス乗車中に発症した場合、迅速な対応が難しいことが予想されますので、朝の乗車前の検温をよろしくお願いします。

※ 園の連絡ミスで園児がバスに乗らなかった場合は 150 円 / 回の 返金をおこないます

(7) 草の芽会 会費 (当園では PTA 組織を「草の芽会」と称しています)

【会費】 3～5 歳児は 月額 500 円、0～2 歳児は 入園月によって以下ようになります

入園月	4・5	6・7・8・9	10	11・12	1	2・3
2 歳児	3,580 円	3,200 円	2,500 円	1,900 円	1,200 円	1,100 円
0・1 歳児	3,280 円	3,000 円	2,300 円	1,700 円	1,000 円	

- ・ 会費額は、春の草の芽会総会で決定します。上記金額に変更があった場合は、その翌月から変更となります。納入は 3～5 歳児は毎月(3 月分のみ 2 月分と一緒に請求)、0～2 歳児は上記金額をまとめて総会終了後の月に利用者負担額等と一緒に請求します。途中入園の場合はその年度で在籍する月数分を当月、または翌月に請求します。また、途中退園の場合は在籍月以降の月数分を退園時に返金します
- ・ 産前産後期間のみ等、短期間の入所者に関しては、その都度 算出させていただきます
- ・ 途中入園の 0 歳児で、次年度も 0 歳児クラスになる場合は面接時に説明させていただきます

【使 途】

PTA 主催または園との共催行事、菜園、運動会、お楽しみ会、伝統行事、進級・卒園記念品、すもう大会、アテネフェスティバル、お別れパーティー、スペシャルランチ等になります

なお、学年毎に参加する行事が違う場合があります

3 利用者負担額等の支払い

- 当学園は利用者負担額等の納入は銀行口座からの口座振替をお願いしており、振替をもって領収とします
口座変更等の手続は、荘内銀行は開始月の前月 10 日まで、それ以外は 2 ヶ月前までをお願いします
- 振替日は毎月 26 日になります。26 日が土日・祝日の場合は翌平日となります
請求額は、毎月パステルで確認できます
- 振替手数料は、1 家庭単位で、毎月 荘内銀行は「50 円 + 消費税 = 55 円」、
荘内銀行以外は「130 円 + 消費税 = 143 円」と、申込時は 用紙代 33 円も必要となります
- 消費税等の税率が変更になった場合は年度途中であっても以下については税率変更を加減するものとします
「2 実費徴収額」の(3)教材購入費、(6)送迎用園バス代、「3 利用者負担額等の支払い」
また、園児が園で使用する消耗品や教材等のご協力をいただくこともあります

・ 社会情勢等により特定負担額ならびに実費徴収額が変更になる場合があります

・ この重要事項説明書は理事会で決議されたものですが、軽微なものは理事会を通さず、随時変更されるものとします